

～当健保組合は「健康経営」に取り組む企業を応援します～

健康宣言および健康経営優良法人 (中小規模法人部門) 認定制度について

1. 『健康宣言』とは

健康優良企業を目指して、企業全体で健康づくりに取り組むことを明文化し、その文書等を事業所の入口、会議室に掲示又はホームページに掲載するなど従業員その他関係者に対して表明することです。

健康保険組合連合会大阪連合会では、「健康宣言」事業の普及として平成29年5月に全国健康保険協会大阪支部と「企業での健康づくりの普及を目指した相互連携に関する協定」を締結しました。当組合も協定の趣旨に沿い、この事業の取り組みに参加しています。

具体的な「健康宣言」への取り組みの参加につきましては、以下のとおりです。

2. 『健康宣言』の参加手順

手順① 「健康宣言」を行う事業所は、「健康宣言」を明文化した文書を社内外に対して掲示等行い表明します。その後「健康宣言」エントリーシートに必要事項を記入して当組合へ提出します。



手順② 当組合で「健康宣言」エントリーシート受付後、健康保険組合連合会大阪連合会へ提出します。



手順③ 健康保険組合連合会大阪連合会から「健康宣言の証」が発行された後、当組合経由で事業所へ贈呈します。

※ 「健康宣言」エントリーシートは、当組合ホームページ（お知らせ）よりダウンロードのうえご使用ください。

3. 『健康経営優良法人認定制度』とは

地域の健康課題に即した取り組みや、日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。

経済産業省により健康経営優良法人認定制度の設計が行われ、認定制度を運営する日本健康会議健康経営優良法人認定委員会において認定されます。

具体的な健康経営優良法人（中小規模法人部門）認定については、次のとおりです。

4. 『健康経営優良法人』（中小規模法人部門）認定までの流れ

ステップ1 「健康宣言」を行い、当組合へ「健康宣言」エントリーシートを提出して申請資格を得る。



ステップ2 自社の取り組みを確認し、認定基準（注1）の適合状況を自主確認する。



ステップ3 自主確認の結果、十分に取り組んでいると判断した場合は、経済産業省指定の健康経営優良法人認定申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付のうえ、当組合に提出する。



ステップ4 当組合から健康保険組合連合会大阪連合会・健康保険組合連合会本部を経由して、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会に申請書を提出する。（一度受理された申請書等は返却されません。）



ステップ5 日本健康会議健康経営優良法人認定委員会において審査のうえ認定。

（注1）健康経営優良法人（中小規模法人部門）の認定基準については、経済産業省ホームページからご確認ください。

（http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html）

※ 健康経営優良法人（大規模法人部門）に該当する事業所は、申請方法や認定基準が異なりますので、経済産業省ホームページをご確認ください。